独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金実施要領

(平成27年4月1日平成27年度要領第1号)

最近改正 令和8年3月26日令和7年度要領第8号

(趣旨)

第1条　この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱(平成27年度要綱第1号。以下「交付要綱」という。)第24条の規定に基づき、競技力向上事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条　交付要綱及びこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「公営競技等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

ア　競馬法(昭和23年法律第158号)に定める競馬

イ　自転車競技法(昭和23年法律第209号)に定める自転車競走

ウ　小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)に定める小型自動車競走

エ　モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)に定めるモーターボート競走

オ　当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に定める当せん金付証票の発売

⑵　「公益財団法人日本オリンピック委員会」とは、平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人(以下「JOC」という。)をいう。

⑶　「公益財団法人日本パラスポーツ協会」とは、昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人(以下「JPSA」という。)をいう。

⑷　「JOC加盟競技団体」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体規程第2条第1項に定める団体をいう。ただし、前年度に実施したスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査の結果において不適合となった団体を除く。

⑸　「日本パラリンピック委員会」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第44条に定める委員会(以下「JPC」という。)をいう。

⑹　「JPC加盟競技団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第49条に定める団体をいう。ただし、前年度に実施したスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査の結果において不適合となった団体を除く。

⑺　「間接助成事業者」とは、助成事業者から助成金を財源の全部又は一部とした補助金、交付金又は委託金の交付を受けて事業を行う者をいう。

(助成対象者)

第3条　助成対象者は、JOC及びJPSAとする。

2　独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、前項の規定にかかわらず交付要綱第15条第1項第1号から第4号及び第6号から第9号の規定による助成金の交付決定の取消しを行ったときは、当該助成事業者又は間接助成事業者に対し当該処分を行った年度の翌年度から5年以内でセンターが別に定める期間における助成金の助成対象者及び間接助成事業者から除外する。

(申請書等の様式)

第4条　交付要綱に定める次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定める書式による。

⑴　助成金交付申請書　　別記様式第1

⑵　助成金交付決定通知書　　別記様式第２
⑶　助成金交付申請取下げ書　　別記様式第３
⑷　計画変更承認申請書　　別記様式第４
⑸　計画変更の承認及び変更交付決定通知書　　別記様式第５
⑹　助成事業中止(廃止)承認申請書　別記様式第６
⑺　実績報告書　　別記様式第７
⑻　助成金交付額確定通知書　　別記様式第８
⑼　消費税等仕入控除税額確定報告書　別記様式第８の２

(助成対象事業)

第５条　交付要綱別記１及び２に定める助成対象事業は、助成対象者の理事会において事業に要する予算が既に議決されている、又は議決されることが確実なものとする。なお、各助成対象事業の要件等は、第16条及び第17条に定めるところによる。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

⑴　収入総額が支出総額を上回る事業
⑵　スポーツ振興を目的とする国費(国費を財源とする資金を含む。)を活用しようとする事業
⑶　スポーツ振興基金助成金、スポーツ振興くじ助成金又は公営競技等の収益等による補助金若しくは助成金を活用しようとする事業
⑷　助成対象事業の全部を第三者に委任して実施しようとする事業

(交付の決定)

第６条　センターは、交付要綱第４条に基づく助成金の交付の決定を行うときは、財源の範囲内において、助成金交付決定額を定める。

２　前項における助成金交付決定額の算出基礎となる助成対象経費の額は、助成対象事業ごとに交付要綱別記１、２及び当該助成金に係る申請の手引に定める助成対象経費について、第16条及び第17条に定める助成対象事業ごとの限度額の範囲内において、原則として別表の「助成対象経費の基準等」により算定した額の合計額とする。

３　センターは、助成事業者が交付要綱第16条の規定による助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該助成事業者に対し交付すべきと認めた助成金があるときは、返還を命ぜられた助成金並びにこれに係る加算金及び延滞金の納付が完了するまでの期間において、助成金の交付の決定を留保することができる。

４　センターは、第１項の規定にかかわらず、助成対象者が紛争の当事者である場合は、紛争が解決されるまでの間、助成金の交付の決定を留保することができる。

(助成事業の中止又は廃止)

第７条　助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付要綱第８条の助成事業中止(廃止)承認申請書を提出する。

⑴　実施期間内において助成事業を一時中止しなければならない事由が生じたとき。
⑵　次のいずれかにより助成事業を廃止しなければならない事由が生じたとき。
ア　気候の影響、災害その他やむを得ない事情により、助成事業を完了することが困難と見込まれるとき。
イ　ア以外で、助成事業者の事情により助成事業を完了することが困難と見込まれるとき。
ウ　第５条に定める助成対象事業の範囲に抵触する事由が生じたとき。

2　センターは、前項第 1 号又は第 2 号アに基づく助成事業中止(廃止)承認申請書の提出があったときは、当該申請が適当であると認めたものについて、助成事業の中止又は廃止を承認する。

3　センターは、前項の助成事業の中止を承認する場合において、中止承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付すことができる。

4　交付要綱第 8 条及び前 3 項の規定は、助成事業における一部の事業(交付要綱第 4 条の交付決定通知書別紙に記載された事業をいう。)を中止又は廃止しようとする場合について準用する。

(状況報告)

第 8 条　助成事業者は、交付要綱第 10 条に基づく報告を求められた場合は、状況報告書(別記様式第 9)により、理事長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第 9 条　センターは、交付要綱第 13 条の審査等において、交付要綱第 4 条の助成金の交付の決定に係る助成対象経費について、交付要綱第 20 条に規定する書類に不備等がある場合又は第 13 条第 5 号に規定する支払等の方法によらない支出であると認めた場合は、当該経費を助成対象経費から除外して助成金の額を算出し、当該交付決定額との差を減じて確定することができる。

2　センターは、交付要綱第 8 条に基づく助成事業の廃止の承認を行った事業(第 7 条第 4 項に基づくものを含む。)に係る交付要綱第 13 条の審査等において、第 16 条及び第 17 条の規定にかかわらず助成対象経費と認めた額の合計額により、助成金の額を算出し、確定する。

(助成金の支払)

第 10 条　助成金は、交付要綱第 13 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に交付する。ただし、助成事業の遂行に必要であると認めた額の範囲内において、概算払をすることができる。

2　助成事業者は、前項の規定により助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払申請書(別記様式第 10)を理事長に提出しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第 11 条　交付要綱第 17 条第 2 項に定める延滞金については、返還された金額の合計額が、助成事業者が返還すべき金額の全部に相当する金額に達することとなった場合において、その時までに附される延滞金の額(その時までに徴収した金額を含む。)が、百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

2　交付要綱第 17 条第 2 項に定める助成金の返還期限の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの期間に当たる場合においては、これらの日の翌日をその期限とみなす。

(財産管理及び処分等)

第 12 条　交付要綱第 18 条及び第 19 条に定める取得財産等の管理及び処分等に関する取扱いについては、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

⑴　取得財産等は、別に定める財産管理台帳により管理する。

⑵　交付要綱第 19 条第 1 項の別に定める期間は、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 14 年文部科学省告示第 53 号)」を準用するものとする。

⑶　交付要綱第 19 条第 1 項の取得財産等の処分の承認については、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第 6 条及び第 11 条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領（平成 27 年度要領第 7 号）に定めるところによる。

（助成金の経理）

第 13 条　交付要綱第 20 条に定める助成金の経理に関する取扱いについては、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

⑴　助成事業者は、交付要綱第 20 条の収支簿を別に定める様式により作成するとともに、助成事業者が作成する会計帳簿において、助成事業以外の経理と明確に区分しなければならない。

⑵　交付要綱第 20 条の収支に関する証拠書類とは、次に掲げるものをいう。

ア　諸謝金は、支払金額基準表、委嘱状（依頼文書）、出面表（従事確認簿）、支払明細書、領収書（銀行振込伝票）等及び会計伝票又はこれらに類する書類

イ　旅費は、出張依頼（命令）書、支払明細書、出張報告書、領収書（銀行振込伝票）等及び会計伝票又はこれらに類する書類

ウ　備品費は、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、契約書（請書）、納品書、検収書、請求書、銀行振込伝票（領収書））等及び会計伝票又はこれらに類する書類

エ　賃金は、傭上決議書（日給、時間給の決定事項を含む。）、出勤簿、出面表（作業日報）、給与支払明細書、銀行振込伝票（領収書）等及び会計伝票又はこれらに類する書類

オ　借料及び損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、委託費及びその他の経費は、支払関係の書類（設計書、設計図、請負（委託）仕様書、見積書、契約書（請書）、納品（完了報告）書、検収書、請求書、銀行振込伝票（領収書））等及び会計伝票又はこれらに類する書類

⑶　前号の書類は、収支簿に記載された順番に整理しておかなければならない。また、センターの指示があった場合は、直ちに提出できるようにしておかなければならない。なお、原本を別綴とすることが困難である場合は、その写によることができる。

⑷　助成事業者は、交付要綱第 12 条に基づく実績報告書の提出に当たっては、第 2 号アからオまでに掲げる書類のうち、センターが指示するものについて報告書に添付することとする。

⑸　助成対象経費の支払等の方法は、次に掲げるところによるものとする。

ア　助成対象経費については、助成事業者における会計諸規程等の定めるところにより第 2 号の書類により処理するものとする。

イ　助成対象経費の支払は本邦の通貨とし、銀行振込を原則とする。ただし、外国社製の物品購入等に際し、本邦の通貨で支払を行うことが困難な場合は、必要最低限の経費にとどめるものとし、支出額は、外国送金にあっては支払日、現金にあっては現に支払った日（領収書発行日付）の外国為替レートにより算出（1 円未満切捨て）する。

ウ　諸謝金及び賃金の単価については、助成事業者において、別表に定められている日給等の基準を踏まえ適切に定めるものとする。

エ　賃金を支給する場合の勤務時間については、助成事業者において定められている基準内の時間とする。

オ　助成事業における労務者の労務時間管理に当たっては、作業日報などで適切に管理し、助成対象経費以外の業務と重複がないよう明らかにすること。

カ　物品供給、役務請負等の契約に当たっては、仕様書を作成(消耗品の購入など軽微な契約の場合を除く。)し、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。また、契約金額が100万円以上の契約を締結する場合には、契約書を作成しなければならない。

キ　助成対象経費のうち、助成事業者が当該助成事業者の代表者等議決権を有する構成員(以下「理事等」という。)との利益が相反する取引(理事等に対する賃金等の支給を含む。)を行おうとする場合は、あらかじめ有効となる役員会議等において当該取引に係る競争性の有無等、その合理性について審議・決定しなければならない。この場合、当該理事等は議決権を有しない。なお、当該取引に関し、競争に付すことが可能である場合にあっては、必ず二人以上の者から見積書を徴するものとする。また、当該経費の支出の際は、経理責任者(当該理事等以外の者に限る。)の承認を得なければならない。

(ロゴマーク等の表示)

第14条　交付要綱第21条に定める助成金による助成事業である旨の記載及びセンターロゴマークの表示については、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金に係るロゴマーク等の表示要領(平成27年度要領第2号)に定めるところによる。

(助成事業の評価等)

第15条　助成事業者は、助成対象期間終了後において、センターの求めに応じて、センターが定める当該助成事業に係る評価及び経年後の調査等を実施しなければならない。

(オリンピック選手等強化事業助成)

第16条　オリンピック選手等強化事業助成については、交付要綱別記1に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

⑴　選手強化事業

選手強化事業に対する助成は次により行う。

ア　助成対象事業は、次に掲げる事業に対して補助を行う事業及び選手強化活動拠点を確保する事業とする。

(ア)　選手強化活動事業

1)　日本国内における選手強化合宿

2)　日本国外における選手強化合宿

3)　日本国外で開催される対抗試合(公式戦に限る。以下同じ。)への日本チームの派遣

4)　日本国内で開催される対抗試合への諸外国チームの招待

(イ)　コーチ力強化事業

1)　日本国外の優秀なコーチの招聘

2)　日本国内外へのコーチの派遣(国内派遣に当たっては、国際競技大会及び国際会議に限る。)

(ウ)　次世代アスリート育成強化事業

1)　日本国内における選手強化合宿

2)　日本国外における選手強化合宿

3)　日本国外で開催される対抗試合(公式戦に限る。以下同じ。)への日本チームの派遣

4)　日本国内で開催される対抗試合への諸外国チームの招待

(エ)　強化活動のＤＸ促進支援事業

イ　助成事業者は、間接助成事業者となる加盟競技団体について、助成事業者が交付する補助金の適正な執行が可能な事務処理体制を有している団体であることを確認するとともに、当該団体に対し間接助成事業の実施内容等について、随時、適切に指導・助言を行うこと。

ウ　助成金の確定額は、配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額に助成割合を乗じて得た額(千円未満切捨て。ただし、当該金額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、当該金額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。)のいずれか低い額とする。

⑵　コーチ等設置事業

コーチ等設置事業に対する助成は次により行う。

ア　助成対象事業は、次に掲げる事業とする。

(ア)　ハイパフォーマンスディレクター等設置事業

1)　ハイパフォーマンスディレクターの配置

2)　ハイパフォーマンスマネージャーの配置

3)　サービスマネージャーの配置

(イ)　コーチ設置事業

1)　ナショナルヘッドコーチの配置

2)　ナショナルチームコーチの配置

(ウ)　スタッフ設置事業

1)　メディカルスタッフの配置

2)　情報・科学スタッフの配置

3)　競技用具担当スタッフの配置

(エ)　スタッフ会議開催事業

イ　助成金の確定額は、配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額(千円未満切捨て。ただし、当該金額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、当該金額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。)のいずれか低い額とする。

(パラリンピック選手等強化事業助成)

第 17 条　パラリンピック選手等強化事業助成については、交付要綱別記 2 に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

⑴　選手強化事業

選手強化事業に対する助成は次により行う。

ア　助成対象事業は、次に掲げる事業、当該事業に対して補助を行う事業及び選手強化活動拠点を確保する事業とする。

(ア)　選手強化活動事業

1)　日本国内における選手強化合宿

2)　日本国外における選手強化合宿

3)　日本国外で開催される対抗試合(公式戦に限る。以下同じ。)への日本チームの派遣

4)　日本国内で開催される対抗試合への諸外国チームの招待

(イ)　コーチ力強化事業

1)　日本国外の優秀なコーチの招聘

2)　日本国内外へのコーチの派遣(国内派遣に当たっては、国際競技大会及び国際会議に限る。)

(ウ)　次世代アスリート育成強化事業

1)　日本国内における選手強化合宿

2)　日本国外における選手強化合宿

3)　日本国外で開催される対抗試合(公式戦に限る。以下同じ。)への日本チームの派遣

4)　日本国内で開催される対抗試合への諸外国チームの招待

(エ)　強化活動のＤＸ促進支援事業

イ　助成事業者は、間接助成事業者となる加盟競技団体について、助成事業者が交付する補助金の適正な執行が可能な事務処理体制を有している団体であることを確認するとともに、当該団体に対し間接助成事業の実施内容等について、随時、適切に指導・助言を行うこと。

ウ　助成金の確定額は、配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額(千円未満切捨て。ただし、当該金額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、当該金額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。)のいずれか低い額とする。

⑵　加盟競技団体選手強化体制整備事業

加盟競技団体選手強化体制整備事業に対する助成は次により行う。

ア　助成対象事業は、次に掲げる事業に対して補助を行う事業とする。

(ア)　強化会議の開催

(イ)　国内外競技大会の視察

(ウ)　その他強化体制の整備を図るための事業

イ　助成事業者は、間接助成事業者となる加盟競技団体について、助成事業者が交付する補助金の適正な執行が可能な事務処理体制を有している団体であることを確認するとともに、当該団体に対し間接助成事業の実施内容等について、随時、適切に指導・助言を行うこと。

ウ　助成金の確定額は、配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額(千円未満切捨て。ただし、当該金額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、当該金額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。)のいずれか低い額とする。

⑶　コーチ等設置事業

コーチ等設置事業に対する助成は次により行う。

ア　助成対象事業は、次に掲げる事業とする。

(ア)　ハイパフォーマンスディレクター等設置事業

1)　ハイパフォーマンスディレクターの配置

2)　ハイパフォーマンスマネージャーの配置

3)　サービスマネージャーの配置

(イ)　コーチ設置事業

1)　ナショナルヘッドコーチの配置

2)　ナショナルチームコーチの配置

(ウ)　スタッフ設置事業

1)　メディカルスタッフの配置

2)　情報・科学スタッフの配置

3)　クラシファイアの配置

4)　競技パートナーの配置
5)　競技用具担当スタッフの配置
(エ)　スタッフ会議開催事業

イ　助成金の確定額は、配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額(千円未満切捨て。ただし、当該金額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、当該金額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。)のいずれか低い額とする。

⑷　統括団体選手強化体制整備事業

統括団体選手強化体制整備事業に対する助成は次により行う。

ア　助成対象事業は、次に掲げる事業とする。
(ア)　体制整備を目的とする会議の開催
(イ)　医・科学・情報サポート事業
(ウ)　その他強化体制の整備を図るための事業

イ　助成金の確定額は、配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額(千円未満切捨て。ただし、当該金額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、当該金額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。)のいずれか低い額とする。

附　則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月31日平成27年度要領第8号)

1　この要領は、平成28年3月31日から施行し、平成28年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

2　平成27年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附　則(平成29年3月31日平成28年度要領第8号)

1　この要領は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

2　平成28年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附　則(平成30年3月30日平成29年度要領第5号)

1　この要領は、平成30年3月30日から施行し、平成30年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

2　平成29年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附　則(平成31年3月27日平成30年度要領第9号)

1　この要領は、平成31年3月27日から施行し、平成31年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

2　平成30年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附　則(令和2年3月27日令和元年度要領第5号)

1　この要領は、令和2年3月27日から施行し、令和2年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

2　令和元年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附　則(令和3年3月26日令和2年度要領第14号)

(施行期日)

1　この要領は、令和3年3月26日から施行する。

(適用区分)

2　改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金実施要領は、令和 3 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用し、令和 2 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附　則(令和4年3月31日令和3年度要領第7号)

(施行期日)

1　この要領は、令和4年3月31日から施行する。

(適用区分)

2　改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金実施要領の規定は、令和4年度以降に交付の決定を行う助成金から適用し、令和3年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附　則(令和5年3月29日令和4年度要領第8号)

(施行期日)

1　この要領は、令和5年3月29日から施行する。

2　この要領による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金実施要領の規定は、令和5年度以降に交付の決定を行う助成金から適用し、令和4年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附　則(令和6年3月27日令和5年度要領第12号)

(施行期日)

1　この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2　この要領による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金実施要領の規定は、令和6年度以降に交付の決定を行う助成金から適用し、令和5年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附　則(令和7年3月27日令和6年度要領第8号)

1　この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金実施要領の規定は、第 12 条第 2 号に係る改正規定を除き、令和7年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

2　令和6年度以前に交付の決定を行った助成金については、第12条第2号に係る改正規定を除き、なお従前の例による。

附　則(令和7年12月10日令和7年度要領第3号)

この要領は、令和7年12月10日から施行する。

附　則(令和8年3月26日令和7年度要領第8号)

1　この要領は、令和8年3月 26 日から施行し、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金実施要領の規定は、令和 8 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

2　令和7年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

（別　表）

助成対象経費の基準等

【労務を行った個人に対する報酬（謝金・賃金等）】
実施期間内の労務に要する経費　※会社等事業者に請け負わせたものは雑役務費に該当します。

労務の内容	支給対象者（労務者）	支出科目	単　位	基準単価
選手強化の活動（労務日当）	強化スタッフ・トレーナー・管理栄養士・帯同審判員・看護師	諸謝金	日	30,000円
	ドクター		日	50,000円
	支援スタッフ・競技パートナー・介助者		日	10,000円
	競技用具担当スタッフ		日	17,500円
	海外から招聘したコーチ（コーチ力強化事業のみ）		日	100,000円
医・科学・情報サポート事業	サポートスタッフ	諸謝金	日	15,000円
	アシスタントスタッフ		日	10,000円
	データ分析、事務処理			
ハイパフォーマンスディレクター等設置（強化活動全体のマネジメント）	ハイパフォーマンスディレクター	賃金・諸謝金	年	14,160,000円
	ハイパフォーマンスマネージャー			
	サービスマネージャー		月	1,180,000円
コーチ設置（ナショナルチームの強化活動の統括、合宿等の現場で技術的・戦術的指導）	ナショナルヘッドコーチ			
	ナショナルチームコーチＡ	賃金・諸謝金	年	9,240,000円
			月	770,000円
	ナショナルチームコーチＢ	賃金・諸謝金	年	3,600,000円
			月	300,000円
スタッフ設置（スポーツ医・科学、情報の専門的な知見・技能を生かしたナショナルチームのサポート）	メディカルスタッフ（ドクターＡ）	賃金・諸謝金	年	4,800,000円
			月	400,000円
	メディカルスタッフ（ドクターＢ）	賃金・諸謝金	年	2,400,000円
			月	200,000円
	メディカルスタッフ（トレーナーＡ）	賃金・諸謝金	年	9,000,000円
			月	750,000円
	メディカルスタッフ（トレーナーＢ）	賃金・諸謝金	年	3,600,000円
			月	300,000円
	メディカルスタッフ（看護師Ａ）	賃金・諸謝金	年	2,880,000円
			月	240,000円
	メディカルスタッフ（看護師Ｂ）	賃金・諸謝金	年	1,440,000円
			月	120,000円

労務の内容		支給対象者（労務者）	支出科目	単　位	基準単価
スタッフ設置 （スポーツ医・科学、情報の専門的な知見・技能を生かしたナショナルチームのサポート）		情報・科学スタッフＡ	賃金・諸謝金	年	4,200,000円
				月	350,000円
		情報・科学スタッフＢ	賃金・諸謝金	年	1,680,000円
				月	140,000円
		クラシファイアＡ	賃金・諸謝金	年	9,000,000円
				月	750,000円
		クラシファイアＢ	賃金・諸謝金	年	3,600,000円
				月	300,000円
		競技パートナーＡ	賃金・諸謝金	年	3,240,000円
				月	270,000円
		競技パートナーＢ	賃金・諸謝金	年	1,296,000円
				月	108,000円
		競技用具担当スタッフＡ	賃金・諸謝金	年	4,200,000円
				月	350,000円
		競技用具担当スタッフＢ	賃金・諸謝金	年	1,680,000円
				月	140,000円
講演・講義 （専門的テーマ等による講話・資料を使用して行う解説等）		講演・講義講師 ※補助者は支援スタッフ謝金	諸謝金	日	24,000円
発　　表		発表者・パネリスト	諸謝金	日	14,000円
司会・コーディネーター ※請負の場合は雑役務費		アナウンサー （専門的能力を有する者）	諸謝金	日	80,000円
通訳 （手話通訳を含む。）	国際大会 国際会議	通訳者（専門的能力を有する者） ※請負の場合は雑役務費	諸謝金	日	100,000円
	その他			日	50,000円
翻　　訳	外国語 → 日本語	翻訳者	諸謝金	枚（４００字/２００ワード）	4,000円
	日本語 → 外国語			枚（４００字/２００ワード）	6,000円

摘　　要

○ 上記の基準単価を、助成事業における助成対象経費の限度額とします。限度額を超過した額は、助成対象経費として計上できません。助成事業者（間接助成事業者を含む。以下同じ。）は諸謝金、賃金の単価が高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定してください。

○ ＪＰＳＡ及びＪＰＣ加盟競技団体事務局員賃金については、ＪＰＳＡが定める規程及び補助事業の要綱等によるものとします。

○ 「コーチ等設置事業（スタッフ会議開催事業を除く。）」において賃金又は謝金を受給している者に対する、当該労務以外の謝金は、助成対象外経費とします。

○ 「コーチ等設置事業（スタッフ会議開催事業を除く。）」における謝金については、１日当たり４時間以上又は１か月当たり８０時間以上（ナショナルチームコーチＢ、メディカルスタッフ（ドクターＡ）、メディカルスタッフ（トレーナーＢ）、メディカルスタッフ（看護師Ａ）、情報・科学スタッフＢ、クラシファイアＢ、競技パートナーＢ及び競技用具担当スタッフＢについては、１か月当たり３２時間以上、メディカルスタッフ（ドクターＢ）、メディカルスタッフ（看護師Ｂ）については、１か月当たり１６時間以上）を活動時間の基準とします。

○ 「コーチ等設置事業（スタッフ会議開催事業を除く。）」において、国内外における競技・指導歴等の過去の実績から特別の事情があると助成事業者が推薦し、ＪＳＣが認めた支給対象者に限り、上記基準表に定める基準単価を適用せずに助成対象経費とします。

○ 司会・コーディネーター謝金については、司会・コーディネーターを生業としていない場合や、専門的能力を有することが確認できない場合は、支援スタッフ謝金とします。

○ 通訳謝金及び手話通訳謝金については、通訳業務又は手話通訳業務を生業としていない場合や、専門的能力を有することが確認できない場合は、支援スタッフ謝金とします。

○ 翻訳の枚数の算定については、０．５枚単位とし、端数は１００字・５０ワード未満を切り捨て、１００字・５０ワード以上を切り上げます。ただし、全体で１００字・５０ワード未満の場合は、０．５枚とします。

○ 謝金を受け取って講義や指導を行う者が、その講義・指導において使用する資料を準備することに対する謝金は、助成対象外経費とします。

○ 上記基準表に定められていない労務に対する謝金については、すべて助成対象外経費とします。

【旅　費】　助成事業の従事等に係る実施期間内の旅行に要する経費　※実費弁償を原則とします。

種別・支出科目細目			旅費算出基準
国内旅費			
旅　費	交通費		出発地～用務地間の駅・バス停等を起点・終点として算出
		鉄道賃	次のア～オの合計額 ア　旅客運賃 イ　普通急行料金 ウ　特別急行列車料金 エ　新幹線特別急行列車料金 オ　座席指定料金 ※　特別車両（グリーン車等）に係る料金は助成対象外経費とします。
		船　賃	次のア～イの合計額 ア　旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。） イ　座席指定料金を徴する船舶の場合には、座席指定料金 ※　特別客室等に係る料金は助成対象外経費とします。
		航空賃	現に支払った旅客運賃（空港施設利用料、発券手数料、超過手荷物料金を含む。） 運賃の等級を二以上の階級に区分する航空機の場合は、最下位の級の運賃
		車　賃	次のア又はイのいずれかの額 ア　現に支払った旅客運賃（タクシーの利用については、必要その他やむを得ない場合に限る。） イ　公共交通機関以外を利用した旅行１㎞につき３７円を上限とし算出した額（1km未満の端数切捨て） 道路通行料金・駐車場代については、イに含めず現に支払った額とする。
	日　当 （旅行雑費）		定額 コーチ等（１日につき２，０００円を超えない額） 選手　（１日につき１，０００円を超えない額）
	宿泊費		１泊につき１９，０００円 ※助成対象経費の合計額の算出に当たって含めることができる金額の上限は１泊につき１９，０００円（宿泊料に含まれる食事代相当額を含む。）を原則とします。 ※選手の栄養管理を行っている食事については、雑役務費（管理栄養費）に該当します。

摘　　要

○ 旅費（宿泊費）において、特に必要があると認める場合には上記に定める額を適用せずに助成対象経費とします。
（特に必要があると認める場合）
・チーム招待事業において、組織委員会等により宿泊施設が指定されている。
・コーチ力強化事業（海外コーチ招聘事業）において、海外の優秀なコーチを招聘する。　など

○ 感染症対策のため出入国後一定期間の隔離に必要な宿泊費（各国が定める日数に限る）は助成対象経費とします。

【渡航費・滞在費】　助成事業の従事等に係る実施期間内の旅行に要する経費　※実費弁償を原則とします。

種別・支出科目細目				旅費算出基準
外国旅費				
渡航費	渡航に要する経費			
	交通費			
		航空賃		現に支払った旅客運賃 運賃の等級を二以上の階級に区分する航空機の場合は、最下位の級の運賃
		鉄道賃		助成事業者の旅費規程に基づく現に支払った額
		船　賃		次のア～イの合計額 ア　旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。） イ　座席指定料金を徴する船舶の場合には、座席指定料金 ※　特別客室等に係る料金は助成対象外経費とします。
		車　賃		次のア又はイのいずれかの額 ア　現に支払った旅客運賃（タクシーについては、必要その他やむを得ない場合のみ対象。） イ　公共交通機関以外を利用した旅行１㎞につき３７円を上限とし算出した額（1km未満の端数切捨て） 道路通行料金・駐車場代については、イに含めず現に支払った額とする。
	雑　費			
		空港施設利用料		現に支払った額
		査証代		現に支払った額（代行手数料含む。）
		発券手数料		現に支払った額
		超過手荷物料金		現に支払った額
滞在費	渡航に係る外国滞在に要する経費			
	滞在費			
		日　当		定額（１日につき５，０００円を超えない額）
		宿泊費		現に支払った額（宿泊料に含まれる食事代相当額を含む。） ※旅費規程や会計規則等、助成事業者が定める規程に基づいて支出されていることを原則とします ※選手の栄養管理を行っている食事については、雑役務費（管理栄養費）に該当します。

摘　　要

○ 滞在先宿泊施設のアーリーチェックイン・レイトチェックアウト利用料については、出発・到着時の選手のコンディショニング調整等の必要性が認められる場合に限り、上記に定める滞在費（宿泊費）とは別に助成対象経費とします。
○ 感染症対策のため出入国後一定期間の隔離に必要な宿泊費（各国が定める日数に限る。）は助成対象経費とします。

【借料及び損料】　賃貸借請負に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額を原則とします。

摘　　要
○ 事業の会場等として使用するグラウンド、体育館や諸室等の利用料（付属設備・備品、照明電力使用料、冷暖房使用料等を含む。）
○ 事務所賃貸料（ＪＰＣ加盟競技団体の独立事務所（個人宅を除く。）及びＪＰＳＡが設置するＪＰＣ加盟競技団体共同事務所に限る。）。
○ 各種会議の会場利用料（付属設備・備品、照明電力使用料、冷暖房使用料等を含む。）
※ 次に該当する場合は、助成対象外経費とします。 【助成事業者が所有する施設等である場合】 ・所有する施設等の使用料について、当該経費が会計区分間（助成事業の会計とその他の会計）において振り替えとなっているもの（第三者に支出されていないもの） 【助成事業者が地方公共団体所有施設の指定管理者である場合】 ・指定管理を行っている施設の使用料について、指定管理者（＝助成事業者）の収入となり、地方公共団体から受領する指定管理料と相殺しない場合
○ 通信機器（携帯電話、wifi等）のレンタル料
○ 物品借料（スポーツ用具・ＡＥＤを含む。）、バス・車借料（移動にかかる経費を含む。ただし、目的、日時、移動区間等が明確なものに限る。）
○ 選手強化活動の実施のためのオンライン形式やVR等のデジタル技術を活用したシステム・トレーニング機材等の利用料
※ レンタル業者以外の者から貸借取引した場合については、以下のとおりとします。 ・取引の相手方が当該物品の所有者であること。 ・物品の特性上見積合わせが行えない等、金額の妥当性が客観的に示せないものについては、当該物品の取得価格（又は相当品販売価格）×５％を助成対象経費の限度とする。
※ 光熱水料金は原則、助成対象外経費（当該経費が部局間において振り替えとなっているもの（第三者に支出されていないもの）以外で、専用メーターを設置し、使用日時、使用量の実績（作業日報等）が明確となるものは助成対象経費。）とします。
※ 上記以外の事務所の賃料及びパソコン、コピー機等経常的使用機器類のリース料は原則、助成対象外経費とします。

【印刷製本費】　資料等の印刷作成請負に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額を原則とします。

摘　　要
○ 外部に請け負わせる印刷製本作成費（作成する資料等の仕様（用紙サイズ、頁数、印刷・製本方法等）、必要部数が明確なものに限る。）

【通信運搬費】　郵送及び荷物等運搬請負に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額を原則とします。

摘　　要
○ 荷物運搬料（目的、送付先、送付物の内容等の明細が確認でき、かつ事業の実施に必要なものに限る。）
○ 送付物の封入・発送作業等を、会社等事業者に請け負わせて実施する経費（目的、送付先、送付物の内容等の明細が確認できるものに限る。）
※ 通信費（郵送料、切手・はがき代・メール便、電信電話料、その他これらに類するもの）は、原則、助成対象外経費とします。

【雑役務費】　その他請負に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額を原則とします。

摘　　要
○ 事業の実施等に係る会場設営、看板作成、警備等を一定の仕様に基づいて会社等事業者に請け負わせて実施する経費
※ スタッフや指導者の派遣等を会社等事業者に請け負わせて実施する場合の助成対象経費の上限額は、謝金の基準を準用します。
○ 合宿等における管理栄養費 （支給される食事の代金について、１人につき６，０００円／日に活動日数を乗じた額を上限として助成対象経費とします。 また、選手と同時に同一の食事を行う強化役員・コーチ・スタッフの食事代についても助成対象経費とします。）
※「選手強化事業」において、選手の栄養管理を行っている活動に限ります。
○ アスリートチェック（メディカルチェック）に係る検査費用、パラリンピック選手等強化事業助成におけるクラシフィケーション判定資料診断費用
○ 感染症対策のためのPCR検査又は抗原定量検査及び陰性証明書の発行に係る経費
○ 銀行振込手数料（助成対象経費の支出に係るものに限る。）

【スポーツ用具費】　スポーツ用具等の購入に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額を原則とします。

摘　　要
○ 原則として１件当たりの助成対象経費の合計額に30%を乗じた額を上限とする。
○ 選手強化に必要な競技用具
○ 選手等の水分補給のために必要な飲料
○ 選手等のコンディショニング維持のために必要な物品（テーピング・鍼等）
○ 救急用医薬品類（アンチ・ドーピングを考慮したものであること。）
○ 選手強化事業における選手・スタッフのユニフォーム類（統一されたデザインのものに限る。）
○ 選手強化活動に必要なビブス、ゼッケン等
○ 選手強化活動の運営に必要な競技エリア・コース設営用品
○ ＡＥＤ（自動体外式除細動器）、ＷＢＧＴ（湿球黒球温度）測定器 ※ＡＥＤの購入については、1団体につき、1台までを助成対象経費とします。
○ 選手強化活動等に必要な衛生消耗品（マスク、フェイスシールド、防護服、消毒用アルコール、サーモメーター、ペーパータオル等）
○ 選手強化活動の実施のためのオンライン形式やVR等のデジタル技術を活用したシステム・トレーニング機材等の導入に係る経費
※ 調達物品（助成対象財産）の取得後は、管理者を定めて管理を行ってください。また、調達物品の取得価格が５０万円以上の物品については財産管理台帳の作成・保存が必要になるほか、処分に制限があります。

【備品費】　備品の購入に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額を原則とします。

摘　　要
○ 医・科学・情報サポートに必要な備品
※ 調達物品の取得後は、管理者を定めて管理を行ってください。また、調達物品の取得価格が５０万円以上の物品については財産管理台帳の作成・保存が必要になるほか、処分に制限があります。

【保険料】　保険の加入に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額を原則とします。

摘　　要
○ 国外で実施する事業において選手・スタッフが加入する海外旅行保険の保険料
○ 助成事業に招集された選手・スタッフが加入する傷害保険の保険料
○ 医・科学・情報サポートにおける、データ収集・分析に必要な検査機器を対象として加入する動産保険の保険料

【委託費】　事業の一部を第三者に委任して実施するために必要な経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額を原則とします。

摘　　要
○ 統括団体選手強化体制整備事業の医・科学・情報サポート事業について、実施手法等を含め事業の一部を第三者に委任して実施する際に必要な経費（諸経費、取扱手数料は助成対象外経費とします。）
※ 委託金の額を含めた当該委託事業の事業収入総額が事業支出総額を上回る場合は、事業支出総額との差を減じた額を上限とします。

【その他】

摘　　要
＜参加料＞
○ 競技会・会議参加料（エントリーフィー）
※ 右記の経費は、助成対象外経費とします。（両替手数料、印紙代、大会開催契約料・公認料など）

別記様式第１（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　　殿

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度競技力向上事業助成金交付申請書

独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱（平成２７年度要綱第１号。以下「交付要綱」という。）第３条の規定により、　　年度競技力向上事業助成金として、下記金額（内訳は別紙のとおり）を交付してくださるよう関係書類を添えて申請します。

なお、助成金の交付を受けた場合には、交付要綱及び関係規程の定めに従います。

記

交付申請額　　円

（注１）添付書類は、申請の手引に記載のとおりとする。

別記様式第１別紙（オリンピック選手等強化事業助成）

年度競技力向上事業助成金交付申請額

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	助成対象経費の額	交付申請額
選手強化事業	選手強化活動事業			
	コーチ力強化事業			
	次世代アスリート育成強化事業			
	強化活動のＤＸ促進支援事業			
選手強化事業　計				
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業			
	コーチ設置事業			
	スタッフ設置事業			
	スタッフ会議開催事業			
コーチ等設置事業　計				
合計				

別記様式第１別紙（パラリンピック選手等強化事業助成）

年度競技力向上事業助成金交付申請額

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	助成対象経費の額	交付申請額
選手強化事業	選手強化活動事業			
	コーチ力強化事業			
	次世代アスリート育成強化事業			
	強化活動のＤＸ促進支援事業			
選手強化事業　計				
加盟競技団体選手強化体制整備事業				
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業			
	コーチ設置事業			
	スタッフ設置事業			
	スタッフ会議開催事業			
コーチ等設置事業　計				
統括団体選手強化体制整備事業				
合計				

別記様式第２（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長

年度競技力向上事業助成金交付決定通知書

年度競技力向上事業助成金について、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱（平成２７年度要綱第１号。以下「交付要綱」という。）第４条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１　助成金の額は、　　円とする。
（助成対象事業細目ごとの助成対象経費の額及び助成金の額については別紙のとおり）
ただし、助成金の額の確定額は、交付要綱第１３条に基づく審査等を行った上、交付すべき助成金の額を確定するものである。
なお、助成事業の内容の変更により、助成事業に要する経費及び助成対象経費が変更された場合については、別に通知するところによるものとする。

２　助成事業者は、交付要綱及び関係規程の定めるところに従わなければならない。

３　助成金の支出等に当たっては、公正かつ効率的執行に努めること。

別記様式第２別紙（オリンピック選手等強化事業助成）

年度競技力向上事業助成金交付決定内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	助成対象経費の額	交付決定額
選手強化事業	選手強化活動事業			
	コーチ力強化事業			
	次世代アスリート育成強化事業			
	強化活動のＤＸ促進支援事業			
選手強化事業　計				
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業			
	コーチ設置事業			
	スタッフ設置事業			
	スタッフ会議開催事業			
コーチ等設置事業　計				
合計				

別記様式第２別紙（パラリンピック選手等強化事業助成）

年度競技力向上事業助成金交付決定内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	助成対象経費の額	交付決定額
選手強化事業	選手強化活動事業			
	コーチ力強化事業			
	次世代アスリート育成強化事業			
	強化活動のＤＸ促進支援事業			
選手強化事業　計				
加盟競技団体選手強化体制整備事業				
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業			
	コーチ設置事業			
	スタッフ設置事業			
	スタッフ会議開催事業			
コーチ等設置事業　計				
統括団体選手強化体制整備事業				
合計				

別記様式第３（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　殿

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度競技力向上事業助成金交付申請取下げ書

標記助成金については、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱(平成２７年度要綱第１号)第５条第１項の規定により、下記のとおり助成金の交付の申請を取り下げたいのでよろしくお願いします。

記

１　事業名

２　交付決定額

３　取下げ理由

別記様式第４（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　殿

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度競技力向上事業助成金に係る計画変更承認申請書

標記助成金については、下記の通り、計画を変更したいので、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱(平成２７年度要綱第１号)第７条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更内容(当初計画と対比して記入すること。)

２　理由(具体的に記入すること。)

(添付書類)
１　計画変更承認申請内訳表（別紙）
２　変更後のその他参考となる資料

別記様式第４別紙（オリンピック選手等強化事業助成）

計画変更承認申請内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	助成対象経費の額	助成金の額
選手強化事業	選手強化活動事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ力強化事業	（　）	（　）	（　）
	次世代アスリート育成強化事業	（　）	（　）	（　）
	強化活動のＤＸ促進支援事業	（　）	（　）	（　）
選手強化事業　計		（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ会議開催事業	（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業　計		（　）	（　）	（　）
合計		（　）	（　）	（　）

※変更後を下段、変更前を上段（　）書きで二段書きすること。

別記様式第４別紙（パラリンピック選手等強化事業助成）

計画変更承認申請内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	助成対象経費の額	助成金の額
選手強化事業	選手強化活動事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ力強化事業	（　）	（　）	（　）
	次世代アスリート育成強化事業	（　）	（　）	（　）
	強化活動のＤＸ促進支援事業	（　）	（　）	（　）
選手強化事業　計		（　）	（　）	（　）
加盟競技団体選手強化体制整備事業		（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ会議開催事業	（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業　計		（　）	（　）	（　）
統括団体選手強化体制整備事業		（　）	（　）	（　）
合計		（　）	（　）	（　）

※変更後を下段、変更前を上段（　）書きで二段書きすること。

別記様式第５（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

（申請者）　殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長

年度競技力向上事業助成金に係る助成事業の
計画変更の承認及び変更交付決定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定をした標記助成金については、　　年　　月　　日付け　　第　　号の申請を承認し、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱（平成２７年度要綱第１号。以下「交付要綱」という。）第７条第２項の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

１　助成事業及びその内容は、　年　月　日付け　第　号で申請のあった　年度競技力向上事業助成金に係る計画変更承認申請書に記載のとおりとする。

２　変更後の助成金の額は、　　円とする。
（助成対象事業細目ごとの助成対象経費の額及び助成金の額については、別紙のとおり。）
なお、助成事業の内容の変更により、助成事業に要する経費及び助成対象経費が変更された場合における助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

３　助成事業者は、交付要綱及び関係規程の定めるところに従わなければならない。

４　助成金の支出等に当たっては、公正かつ効率的執行に努めること。

別記様式第５別紙（オリンピック選手等強化事業助成）

変更交付決定額内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	変更交付決定額		
		件数	助成対象経費の額	助成金の額
選手強化事業	選手強化活動事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ力強化事業	（　）	（　）	（　）
	次世代アスリート育成強化事業	（　）	（　）	（　）
	強化活動のＤＸ促進支援事業	（　）	（　）	（　）
選手強化事業　計		（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ会議開催事業	（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業　計		（　）	（　）	（　）
合計		（　）	（　）	（　）

※上段（　）書きは、変更前の交付決定分である。

別記様式第５別紙（パラリンピック選手等強化事業助成）

変更交付決定額内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	変更交付決定額		
		件数	助成対象経費の額	助成金の額
選手強化事業	選手強化活動事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ力強化事業	（　）	（　）	（　）
	次世代アスリート育成強化事業	（　）	（　）	（　）
	強化活動のＤＸ促進支援事業	（　）	（　）	（　）
選手強化事業　計		（　）	（　）	（　）
加盟競技団体選手強化体制整備事業		（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ会議開催事業	（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業　計		（　）	（　）	（　）
統括団体選手強化体制整備事業		（　）	（　）	（　）
合計		（　）	（　）	（　）

※上段（　）書きは、変更前の交付決定分である。

別記様式第６（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　殿

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度競技力向上事業助成金に係る
助成事業中止（廃止）承認申請書

標記助成金のうち、下記に掲げるものについては、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱（平成２７年度要綱第１号）第８条の規定により、事業を中止（廃止）したいので承認してくださるよう申請します。

記

１　助成事業名

２　助成金交付決定額　　円

３　理由

別記様式第６別紙（オリンピック選手等強化事業助成）

助成事業中止（廃止）承認申請内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	助成対象経費の額	助成金の額
選手強化事業	選手強化活動事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ力強化事業	（　）	（　）	（　）
	次世代アスリート育成強化事業	（　）	（　）	（　）
	強化活動のＤＸ促進支援事業	（　）	（　）	（　）
選手強化事業　計		（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ会議開催事業	（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業　計		（　）	（　）	（　）
合計		（　）	（　）	（　）

※変更後を下段、変更前を上段（　）書きで二段書きすること。

別記様式第６別紙（パラリンピック選手等強化事業助成）

助成事業中止（廃止）承認申請内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	助成対象経費の額	助成金の額
選手強化事業	選手強化活動事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ力強化事業	（　）	（　）	（　）
	次世代アスリート育成強化事業	（　）	（　）	（　）
	強化活動のＤＸ促進支援事業	（　）	（　）	（　）
選手強化事業　計		（　）	（　）	（　）
加盟競技団体選手強化体制整備事業		（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業	（　）	（　）	（　）
	コーチ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ設置事業	（　）	（　）	（　）
	スタッフ会議開催事業	（　）	（　）	（　）
コーチ等設置事業　計		（　）	（　）	（　）
統括団体選手強化体制整備事業		（　）	（　）	（　）
合計		（　）	（　）	（　）

※変更後を下段、変更前を上段（　）書きで二段書きすること。

別記様式第７（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　　殿

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度競技力向上事業助成金に係る実績報告書

標記助成金について、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱（平成２７年度要綱第１号）第１２条の規定により、別紙のとおり報告します。

（注）

１　この報告書の提出に当たっては、交付決定した全ての事業が終了した後に提出するものとする。

２　添付書類は、当センターＨＰに掲載のとおりとする。

別記様式第７別紙（オリンピック選手等強化事業助成）

年度競技力向上事業助成金に係る実績報告額内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	助成対象経費の額	実績報告額
選手強化事業	選手強化活動事業			
	コーチ力強化事業			
	次世代アスリート育成強化事業			
	強化活動のＤＸ促進支援事業			
選手強化事業　計				
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業			
	コーチ設置事業			
	スタッフ設置事業			
	スタッフ会議開催事業			
コーチ等設置事業　計				
合計				

別記様式第７別紙（パラリンピック選手等強化事業助成）

年度競技力向上事業助成金に係る実績報告額内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	助成対象経費の額	実績報告額
選手強化事業	選手強化活動事業			
	コーチ力強化事業			
	次世代アスリート育成強化事業			
	強化活動のＤＸ促進支援事業			
選手強化事業　計				
加盟競技団体選手強化体制整備事業				
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業			
	コーチ設置事業			
	スタッフ設置事業			
	スタッフ会議開催事業			
コーチ等設置事業　計				
統括団体選手強化体制整備事業				
合計				

別記様式第８（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

（申請者名）　殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長

年度競技力向上事業助成金交付額確定通知書

年度競技力向上事業助成金の額を、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱（平成２７年度要綱第１号）第１３条の規定により、別紙のとおり確定したので通知します。

記

確定額　　金　　円

別記様式第８別紙（オリンピック選手等強化事業助成）

年度競技力向上事業助成金交付額確定内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	確定額
選手強化事業	選手強化活動事業		
	コーチ力強化事業		
	次世代アスリート育成強化事業		
	強化活動のＤＸ促進支援事業		
選手強化事業　計			
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業		
	コーチ設置事業		
	スタッフ設置事業		
	スタッフ会議開催事業		
コーチ等設置事業　計			
合計			

別記様式第８別紙（パラリンピック選手等強化事業助成）

年度競技力向上事業助成金交付額確定内訳表

（単位：円）

助成区分	助成対象事業細目	件数	確定額
選手強化事業	選手強化活動事業		
	コーチ力強化事業		
	次世代アスリート育成強化事業		
	強化活動のＤＸ促進支援事業		
選手強化事業　計			
加盟競技団体選手強化体制整備事業			
コーチ等設置事業	ハイパフォーマンスディレクター等設置事業		
	コーチ設置事業		
	スタッフ設置事業		
	スタッフ会議開催事業		
コーチ等設置事業　計			
統括団体選手強化体制整備事業			
合計			

別記様式第８の２（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　　殿

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度競技力向上事業助成金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

標記助成金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱（平成２７年度要綱第１号）第１６条第３項の規定により、関係資料を添えて報告します。

記

１．助成金確定額

円

２．消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税等仕入控除税額

円

（注）添付書類は、当センターホームページに掲載のとおりとする。

別記様式第９（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　　殿

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度競技力向上事業助成金に係る状況報告書

標記助成金について、独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱（平成２７年度要綱第１号）第１０条の規定により、関係書類を添えて報告します。

（注）　添付書類は、当センターＨＰに掲載のとおりとする。